

## 湯浅町病児保育利用料助成金交付申請について

平素は、町教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

湯浅町では、平成30年度から病児保育利用料助成事業として、病児・病後児保育事業の利用料について助成を行っています。

提出書類・申請スケジュール等につきましては、下記とおりとなります。

### 記

#### 1. 助成対象者

- ①児童・保護者ともに湯浅町に住所登録をしていること
- ②病児保育を利用していること

#### 2. 助成限度額 児童一人あたり 15,000円

※ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの利用分に限る

#### 3. 提出書類

- ①湯浅町病児保育利用料助成金交付申請書
- ②三子以上に係る育児支援助成金申請書  
※小学生以下の子（就学前児童を含む）を三人以上養育している場合に対象
- ③助成対象となる領収書
- ④振込先の通帳またはキャッシュカードのコピー
- ⑤認め印
- ⑥世帯全員の続柄を記載した住民票

#### 4. 申請スケジュール※年度によっては期間が変更する場合があります。

